

年齢制限は禁止？

有期の正社員登用判断で

問

正社員登用制度を設けようと考えています。現在雇用中の有期契約の従業員のみが対象で、自社ウェブページやハローワークを通じた募集は行いません。この場合も年齢制限の設定は禁止されていますか。

被雇用者のみなら抵触せず

答

労働施策総合推進法9条は、募集、採用は、年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならないとしています。同法施行規則1条の3で例外を挙げ、たとえば長期勤続によるキャリア形成を図る観点から期間の定めのない労働契約で若年者を対象とする場合などです。雇用する有期契約労働者だけが対象の正規社員登用制度においては、年齢制限を設けることは可能です。すでに雇用されている従業員の労働契約を再改するのみで広く一般から募集をしないことから、同法9条の募集・採用に該当しないとしています（厚労省「労働者の募集及び採用における年齢制限禁止の義務化に係るQ&A」）。ただ、一般的に、個人の能力・適性などで判断するのが望ましいとしています。